

専決処分報告（調停）

令和3年（2021年）9月17日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件5件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	令和3年4月20日 札幌簡易裁判所 令和3年(ユ)第14号 未払賃料請求調停事件	手稲区山口 団地の入居 者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計599,900円の支払義務があることを認める。 (2) (1)の滞納家賃等の支払方法については、別途本市と協議して定める。 (3) 市営住宅についての賃貸借契約を令和3年9月末日までに合意解除し、相手方は、同日までに市営住宅を明け渡す。 (4) 相手方は、(3)の明渡し期限までに市営住宅を明け渡さないときは、(1)の滞納家賃等の残額を一括して直ちに支払う。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	令和3年4月27日 札幌簡易裁判所 令和3年(ユ)第21号 未払賃料請求調停事件	厚別区青葉 団地の入居 者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計428,000円を今後分割して令和6年11月末日までに支払う。</p> <p>(2) 相手方が(1)の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、(1)の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。</p> <p>(3) (2)により市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。</p>
3	令和3年7月20日 札幌簡易裁判所 令和3年(ユ)第41号 未払賃料請求調停事件	手稲区山口 団地の入居 者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計338,400円を今後分割して令和6年5月末日までに支払う。</p> <p>(2) 2の(2)に同じ。</p> <p>(3) 2の(3)に同じ。</p>
4	令和3年7月20日 札幌簡易裁判所 令和3年(ユ)第44号 未払賃料請求調停事件	白石区東川 下団地の入 居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計258,000円を今後分割して令和6年3月末日までに支払う。</p> <p>(2) 2の(2)に同じ。</p> <p>(3) 2の(3)に同じ。</p>

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
5	令和3年8月3日 札幌簡易裁判所 令和3年(ユ)第43号 未払賃料請求調停事 件	清田区北野 団地の入居 者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計247,900円を今後分割して令和7年9月末日までに支払う。</p> <p>(2) 2の(2)に同じ。</p> <p>(3) 2の(3)に同じ。</p>